

<参考> その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げるものとしたものである。

アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

<措置の概要>

2008年11月4日付官報で金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける非自動輸入ライセンス制度の導入を告知。その後、同制度の対象品目を拡大し続け、2010年12月10日には、産業省が自動車を対象品目に加えるとともに、輸入実績の8割までしか輸入許可証の発給を認めないとする新たな規制を2011年1月より開始する旨を公表した。さらに、2011年2月16日付の官報で新たに179品目を非自動輸入ライセンス制度の対象に追加することを決定し、対象品目は約600品目にも達している。従前より同制度の実施によって、我が国からのアルゼンチンむけの貨物の貿易が滞り、貿易に影響が出ているが、対象品目の拡大により、更なる貿易への影響が懸念される。

<国際ルール上の問題点>

輸入許可手続に関する協定では、非自動輸入ライセンス制度を導入する場合、輸入に対する貿易制限的なものであってはならず（第3条1項）、またその許可に関しては原則として輸入申請後30

日（申請を同時に処理する場合には60日）以内に処理しなければならない（第3条5項（f））とされている。しかし、我が国からアルゼンチン向けの多くの品目について、申請後60日経過後も輸入ライセンスが発給されておらず、このようなアルゼンチンの輸入ライセンス制度の運用は輸入許可手続に関する協定第3条に違反する。また、非自動輸入ライセンス措置を導入することは、導入目的によっては、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性がある。アルゼンチンは、販売前における監視及び管理制度導入を目的とするとしているが、GATT第20条の一般的例外として、恣意的若しくは正当とは認められない差別的待遇及び国際貿易の偽装された制限でないか否かについての検討が必要。

<最近の動き>

2009年3月に駐日アルゼンチン大使に対して、WTOルールに整合的な運用とするよう要請し、現地でも、駐アルゼンチン日本大使館よりアルゼンチン生産省に対し、本件への善処を求めた。同年4月には、日本・米国・EU・カナダ・中国はWTO輸入ライセンス委員会において、アルゼンチンに対して書面による質問を行ったが、アルゼンチン政府は、非自動輸入許可制度の対象とした品目の選定基準として「2008年以降の世界的な経済・金融危機を受けて、経済動向に影響を受けやすい品目についてはモニタリングが必要である」と説明。また、非自動輸入許可制度の必要性については「輸入品がアルゼンチン国内の基準・

規格等を遵守しているかを水際で確認するため」と説明した。しかし、措置の改善が見られなかったことから、2010年に開催されたWTO輸入ライセンシング委員会や物品理事会においても、米国、EU等と連携し、累次にわたりアルゼンチンに対して措置の改善要望と懸念表明を行い、2011年3月には、現地大使館や二国間協議を通じて申し入れを行った。さらに、2011年10月に開催された輸入ライセンス委員会及び物品理事会において、米国・EU等と連携して、アルゼンチンに対して懸念を表明したが、2012年2月現在、改善は見られていない。引き続き我が国としては、アルゼンチン側の本措置への対応を注視していく。

ウクライナの穀物輸出規制（輸出割当）

<措置の概要>

ウクライナ政府は、2010年10月、干ばつに伴う国内の穀物生産量の減少等に伴い、小麦、大麦等に対する穀物輸出割当を2010年12月31日まで導入することを決定（2010年10月4日閣僚会議決議938号、10月19日から効力を発生）し、小麦及びメスリン50万トン、とうもろこし200万トン、大麦20万トン、ライ麦1千トン、そば1千トンの上限が設定された。更に、12月の閣僚会議にて、本件に関して2011年3月末までの延長に加え、割当量の上乗せ（小麦50万トン、トウモロコシ100万トン）を決定（2010年12月6日、閣僚会議決議1182号）、また2011年4月には、更に6月30日まで延長に加え、トウモロコシの割当量を200万トン上乗せした。

FAOの統計によると、ウクライナの輸出量シェア（2009年）は、小麦及び小麦粉が7.9%（世界6位）、大麦が21.4%（同1位）、とうもろこしが7.1%（同4位）となっている。

<国際ルール上の問題点>

ウクライナは小麦、大麦の主要な輸出国であり、本件措置は、世界の穀物需給や価格にも影響を及ぼすものである。ウクライナ政府は、

GATT11条2（a）における「危機的な食料の不足」を理由とした措置と説明しており、WTO協定上、明確に問題があるとは言い切れないが、今回の措置に関する我が国からの質問に対して、ウクライナ政府は、小麦では65%（約380万トン）、トウモロコシでは89%（約377万トン）の輸出余力を残している時点で、当該措置の実施を決定したとしており、GATT第11条2（a）の「危機的な食料の不足」が適用されるかについて疑問がある。また、現状では、輸出規制措置に関する加盟国への情報開示の仕組みが十分整備されているとはいえず、各国の措置がGATT11条2項や20条に整合的か否かについて判断できないという問題がある。

<最近の動き>

2010年11月のWTO農業委員会以降、我が国やイスラエル等輸入国を始め、米国、EU等より保護主義的な措置の導入に対する懸念が表明された。これらの措置は、2011年6月4日にはライ麦、そばを除き解除された（2011年5月25日、閣僚会議決議566号）。その後、小麦、大麦、とうもろこしについて2011年7月1日から2012年1月1日まで輸出税を導入した（2011年6月17日公示、法No.3387-VI）が、小麦、とうもろこしについては2011年10月22日に撤廃された（2011年10月21日公示、法No.3906-VI）。

トルコの商標権侵害問題

<措置の概要>

2008年7月、トルコ最高裁判所により、商標権の保護に関する法令第556号（Decree Law 556）の商標権侵害に対する刑罰規定について「政令において刑罰を定めることは違憲であり、6ヶ月後の2009年1月5日をもって、同政令における刑罰規定は効力を失う」という判決が言い渡された。更には、行政機関が定める政令により罪及び刑罰を定めることができない旨を定めた改正刑法が2009年1月1日に施行されたことにより、上述の

政令の刑罰規定は同日より無効となった。

しかし、法律をもって罰則を定めた改正商標法が2009年1月28日まで制定されなかったため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない空白期間が生じた。これに加えて、トルコ憲法において、刑罰を定める条文が改正された場合、犯行の時点で有効な法律、又は犯行後に施行された法律のうち、もっとも被告人に有利な法律を適用する旨が規定されていることから、改正商標法施行（2009年1月28日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判で、判決までに上記空白期間を含むものについては、もっとも有利な法律として処罰規定のないものが適用される結果、被告人に無罪判決が言い渡されている。また、権利侵害品が①公共の安全を害する物である場合、②他の刑事事件の対象物となっている場合などは、例外的に当該侵害品を没収する旨の判決が下されているものの、それら以外については、捜査段階で押収した権利侵害品については、原則として被告人に返還する旨の判決が下されている。

＜国際ルール上の問題点＞

2009年1月1日に上述の政令の刑罰規定が失効し、同月28日の改正商標法施行まで商標権侵害に対する刑罰規定が存在しなかったことは、知的所有権侵害行為に対する権利行使手続を国内法で確保することを求めるTRIPS協定41条、及び商標の不正使用について適用される刑事上の手続及び刑罰の制定を義務づける同協定61条に違反する。

＜最近の動き＞

本件に関しては、2010年2月4日、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく企業からの申立てが行われたことを受け、同年6月4日、我が国政府として、事実関係等の調査の実施を決定し、11月4日には日本、米国、欧州が共同でTRIPS協定上の義務の遵守のため、商標権侵害に対する刑罰規定

が存在しない空白期間に押収された権利侵害品の市場環流防止を含めたトルコ政府が取り得る方策を提案し、本件の早期対応をトルコ政府へ要請した。また、2011年5月には、日本政府が、司法省、最高裁判所、各地の知的財産裁判所を訪問し、権利侵害品の環流防止に向けた仮差し押さえの手続き簡素化等、本件への早期かつ適切な対応を再度要請した。

メキシコのエネルギーラベリング規制

＜措置の概要＞

2010年9月10日、メキシコのエネルギー省は、「エネルギー持続的利用法」に基づき、186品目について、2011年9月11日からエネルギー消費に関する情報表示を義務付けると発表した。公示されたリストに掲載された186品目を製造、または輸入販売する企業は、機器のエネルギー消費に関する情報を表示する義務を負うとされた。（ただし、産業用途の製品（BtoB）は規制対象外）

＜国際ルール上の主な問題点＞

WTO協定では、貿易規則の公表及び施行について、公平かつ合理的な方法で実施しなければならないと定めており、施行間際のTBT通報であったことから、TBT協定2条9項2における「通報は当該強制規格案を修正すること及び意見を考慮することが可能な適当な早い段階で行う」という観点から透明性を損なうものである。また、エネルギーの消費自体が少ない製品や市場在庫も幅広く規制の対象とされているが、ラベル表示方法や測定方法等の規定が不明確であり、製品の製造事業者等にとって対応困難な内容が含まれていることで、結果的に消費者が的確な情報を得られないといった悪影響も懸念されることから、GATT10条3項における「貿易規則の公平かつ合理的な方法での実施」に抵触する可能性がある。

＜最近の動き＞

2010年9月10日、メキシコ政府は、エネルギー

持続的利用法に基づき、2011年9月11日から合計186品目の機械・機器についてエネルギー消費に関する情報表示を義務付ける旨を発表。それを受け、2011年5月、電気電子業界団体（JEMA、CIAJ、JBMIA、JEITA）が在日メキシコ大使館へ意見陳情書を提出し懸念を表明すると共に、同年6月のTBT委員会、パイ会合においても規制導入まで更なる移行期間の設定やのラベル表示・測定方法の明確化、規制対象品目の削減等を強く求めた。その後メキシコ政府はTBT通報を実施し、本年8月、本TBT通報に対する我が方コメントを改めて提出した。その後、産業用途の機器は規制対象除外となるも、対象品目の削減等は考慮されず規制は施行された。同年11月のTBT委員会では日韓米欧が共同で懸念を表明し、パイ会合でも改善を強く求めた。今後もメキシコ政府と改善に向けて議論を継続していく必要がある。

南米における模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

南米地域においても、我が国企業の模倣品・海賊版被害は深刻である。特許庁発表の「2011年度模倣被害調査報告書（2012年3月）」によれば、模倣被害ありと回答した我が国企業のうち、7.4%が中南米地域で被害（製造、経由、販売消費いずれか）を受けていると報告されている。そして模倣品の多くは、東アジアあるいは東南アジアで製造されたものであり、大市場国であるブラジルに、直接あるいは周辺国を中継して流入しているとの指摘がある。これに対し、権利行使に関する実効性の確保については、輸入国における取締機関の不十分な対応が効率的な取締りを妨げる要因となっているとの指摘もあり、必ずしも十分とは言えない状況にある。効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、加盟国に対して権利行使手続により効果的かつ迅速な措置を可能とするよう求めるTRIPS協定（第41条等）の義務に違反する可能性がある。

こうした状況の改善に向け、我が国はブラジル

やチリの取締機関職員を対象とした真贋鑑定セミナーを開催するなど、取締機関職員の能力向上のための協力事業を実施している。また、国際刑事警察機構（ICPO）と世界税関機構（WCO）が連係し、南米各国の警察・税関、民間企業が協力して模倣品・海賊版取締りを行うジュピター（Jupiter）作戦が2005年から実施されるなど、国際的な支援活動も展開されており、今後とも、これらの支援を継続するとともに、TRIPS協定及び我が国とのEPAの規定の履行状況について注視し、各国に権利行使の実効性を高めるよう働き掛けていくことが重要である。